

ケーブルテレビジョンサービス契約約款(集合住宅用)

佐賀シティビジョン株式会社（以下当社という）と、当社が設置する施設によりサービス提供を受ける集合住宅（以下契約物件という）の所有者（以下申込者という）との間に締結される契約（以下本契約という）は、以下の条項によるものとします。

第1条（サービス）

当社は、契約物件のテレビ共同受信設備を利用し、契約物件の入居者（以下入居者という）に次のサービスを提供します。ただし、当社はやむを得ぬ理由によりサービス内容を変更することがあります。

1. セットトップボックス（以下 STB という）設置のテレビ

本契約では、契約物件の全世帯に STB を 1 台ずつ設置します。STB を設置したテレビは、地上デジタル放送、BS デジタル放送、CATV デジタル放送がご覧いただけます。

2. その他のテレビ

STB を設置しないテレビは地上波放送がご覧いただけます。

3. オプションチャンネル

STB を設置したテレビは 1 項のサービスの他、入居者との別途契約によるオプションチャンネルがありません。

第2条（契約の単位）

本契約はテレビ共同受信設備単位ごとに行います。

第3条（契約の成立）

本契約は、申込者が当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾したときに成立するものとします。ただし、当社は加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

1. 申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
2. 当社のサービスを提供するための施設（以下本施設という）の構築が困難であると判断される場合
3. 申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
4. 申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合

第4条（契約の有効期限）

契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、申込者いずれからも当社所定の書式による文書（以下文書という）により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第5条（料金）

申込者は、下記に掲げる料金を当社に支払うものとします。

1. 加入金 33,000 円（消費税別）
2. 導入工事費 実費
3. 月額利用料 1,500 円（消費税別）×全世帯数
4. STB レンタル料 715 円（消費税別）×全世帯数
 - (1) 月額利用料は、1 台目の STB 設置月の翌月より全世帯数分を支払うものとします。
 - (2) STB レンタル料は、STB 設置月の翌月より、設置した台数分を支払うものとし、退居により STB を撤去した場合は、STB 撤去月の翌月より撤去台数に応じ減額するものとします。
 - (3) 入居者よりオプションチャンネルの申し込みや、2 台目以降の STB の設置を行う場合は別途、当社と入居者との契約が必要になります。
 - (4) 当社が第1条に定める全てのサービスを、月のうち継続して10日以上行わなかった場合（チャンネルの全てが停止した場合は、当該月の月額利用料は、前項の規定にかかわらず無料とします。
 - (5) 社会経済情勢の変化に伴い、月額利用料及び、STB レンタル料を改定することがあります。その場合は、改定の1ヶ月前までに当該申込者に通知します。
 - (6) NHK のテレビ受信料（衛星受信料を含む）、株式会社 WOWOW の視聴料は、当社が設定した月額利用料の中に含まれません。

第6条（料金の支払い方法）

1. 申込者は、当社に加入金や導入工事費等について、当社が指定する期日までに、指定する方法により支

払うものとしします。

2. 申込者は、当社に月単位で支払う料金について、当月分を当月の当社が指定する期日（金融機関が休日の場合には翌営業日）までに、当社が指定する方法により支払うものとしします。

第7条（遅延損害金）

申込者が料金その他本約款に基づく支払いを遅延し、再請求に至った場合は、再請求手数料が加算されます。また、その遅延金額に対し年14.6%（年365日の日割り計算による）の割合による遅延損害金を、支払い期日の翌日より完済にいたるまで当社に支払うものとしします。

第8条（サービス提供の停止による損害の賠償）

当社は次の場合のサービス提供の停止に基づく損害の賠償責任を負わないものとしします。

1. 天災、事変
2. 衛星放送、通信衛星の機能停止
3. その他当社の責に帰することができない事由

第9条（責任事項）

当社は当社施設について維持管理責任を負います。なお、申込者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時的に停止することがあることを承認するものとしします。

第10条（STB）

1. 申込者は、当社が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器である STB 及びリモートコントローラー等の付属品を当社より STB レンタル料を支払うことで貸与を受けることができます。なお、付属の BS デジタル放送用 IC カード（以下 B-CAS カードという）及び専門チャンネル用 IC カード（以下 C-CAS カードという）の取扱いについては、第20条の規定によるものとしします。

2. 第1項により申込者が当社より貸与を受ける STB 及びリモートコントローラー等については、故障が生じた場合、当社は無償にて修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとしします。ただし、申込者及び入居者が故意または過失により破損または紛失した場合には、申込者は下記に定める料金を当社に支払うものとしします。また、当社が認める場合を除き、申込者、入居者は STB の交換を請求できません。

- (1) STB 44,500 円（消費税別）
- (2) リモートコントローラー 2,800 円（消費税別）
- (3) 取扱説明書 500 円（消費税別）
- (4) Ir システム 300 円（消費税別）
- (5) 電源コード 400 円（消費税別）

3. 契約物件に新入居があった場合は STB を設置し、退居があった場合は STB を撤去します。

4. 申込者及び入居者は、当社が必要に応じて行う STB のバージョンアップ作業の実施に同意するものとしします。

5. 設置した STB は、その世帯でのみ使用できます。設置した STB を別の世帯で使用することを禁止します。

第11条（施設の設置及び費用負担）

1. 当社は、本施設のうち、放送センターから保安器までの施設（以下当社の施設という）を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、契約物件への引込端子以降で自営柱の建柱、地価埋設等を必要とする場合は、申込者はその費用を負担するものとしします。なお、当社は本契約の加入金を当社の施設の設置費用に充当します。

2. 申込者は本施設のうち、保安器の出力端子以降で、室内テレビ端子（テレビアンテナ・アウトレット、直列ユニット）の出力端子までの施設（以下申込者の施設という）を所有し、その設置及び調整に要する費用を負担するものとしします。ただし、申込者は、申込者の施設の設置を当社以外に行わせる場合は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指示に従うものとし、当社の求める資料（竣工図書等）を当社に提出するものとしします。

3. 申込者の施設の設置工事を当社が行った場合には、当該工事の保証期間は工事完了日より1年間としします。

4. 申込者は、申込者の各種変更の希望により申込者及び当社の施設に工事が生じる場合には、その費用を負担するものとしします。

第12条（設置場所の無償使用）

1. 当社は本施設を設置するために必要最小限において、申込者が所有もしくは占有する敷地、建物、構築物等を申込者の了承の下に無償で使用するものとします。
2. 当社は、第1条のサービスの提供のために、申込者の施設を無償で使用するものとします。

第13条（便宜の供与）

申込者は、当社または当社の指定する業者が本施設の検査、修復等を行うために、申込者の敷地、建物、構築物等の出入り及び使用について協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第14条（故障）

1. 当社または当社の指定する業者は、申込者または入居者から本施設に異常がある旨申し出があった場合はすみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、入居者のテレビ、ステレオ等に起因する受信異常については、この限りではありません。
2. 前項において、その原因が不測の事故や自然災害あるいは施設の老朽化等の場合を含め修復を必要とする際の費用は、その必要箇所により第11条第1項、第2項規定の施設の所有者がそれぞれ負担するものとします。
3. 申込者は、申込者あるいは入居者の故意または過失により本施設に故障が生じた場合には、その修復に要する費用を負担するものとします。

第15条（一時停止）

1. 申込者は、当社のサービス提供の一時停止を希望する場合には、その期間を定めて事前に当社にその旨を文章により申し出るものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に文章により申し出るものとします。申し出た期間もしくは第4項に定める最長期間が満了した場合は、当然に、サービスの提供の一時停止は終了してサービスの提供が再開されるものとします。なお、特に当社が認める場合を除き、再開後1年以内の一時停止はできないものとします。
2. 一時停止を行う場合は、本施設の切断と全てのSTB及びリモートコントローラー等の付属品を撤去します。その際の撤去費用は1世帯当たり5,000円（消費税別）とし、加入権利の保管手数料として1契約当たり3,000円（消費税別）を申込者が負担するものとします。また、一時停止後、再開に要する費用も申込者が負担するものとします。
3. 停止期間中の料金については、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の当月までの期間の料金を第5条第3項、第4項の規定にかかわらず無料とします。なお、停止した日の属する月及び再開する日の属する月の料金は、日割り計算により清算はいたしません。
4. 第1項の一時停止期間は、最長1年とします。

第16条（放送内容の変更）

当社は放送内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第17条（名義変更）

1. 相続または特に当社が認める場合にのみ、新申込者は当社の確認を得て、旧申込者の名義を変更できるものとします。
2. 前項の規定より名義を変更しようとするときは、新申込者は当社にその旨を文書により申し出るものとします。

第18条（解約）

1. 申込者は、本契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の2週間前までに当社にその旨を文章により申し出るものとします。なお、解約は全世帯が対象であり、世帯ごとの解約はできません。
2. 第1項により解約の場合、申込者は、第5条の第3項、第4項の規定により料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による計算はいたしません。
3. 第1項による解約の場合、当社が貸与した全てのSTB及びリモートコントローラー等の付属品を返却していただきます。返却されない場合は、第10条第2項に定める金額を申込者に請求いたします。
4. 第3項のSTB及びリモートコントローラー等の付属品撤去費用は1世帯当たり5,000円（消費税別）とし申込者が負担するものとします。
5. 解約手数料は1契約当たり3,000円（消費税別）とします。

第19条（契約の解除）

1. 当社は、申込者がこの約款に定める料金の支払い義務を怠った場合、その他この約款に違反したと認められる場合は、申込者に催告の上、または申込者の都合により当社から申込者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、本契約を解除することができるものとします。なお、解除の際、申込者は、当社が契約の解除を催告した日の属する月までの月額利用料及び STB レンタル料を含んだ未払いの料金、第 10 条第 2 項に定める STB 及びリモートコントローラー等の賠償金額（以下未納金という）を支払う義務を負います。また、一定期間支払いされなかった場合、当社はその債務を債権回収会社に委託する場合があります。

2. 電力・電話の無電柱化等、当社、申込者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、当社施設の代替構築が困難な場合、当社は加入者にあらかじめ理由を説明した上で、本契約を解除できるものとします。

第 20 条（B-CAS カード及び C-CAS カードの取扱いについて）

1. B-CAS カードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CAS カード使用許諾契約約款」定めるところによります。

2. STB を使用する入居者は B-CAS カード ユーザー登録申請書を記載し、「B-CAS カード使用許諾契約約款」に従うものとします。

3. STB を使用する入居者が退居、本契約の解約または契約の解除後は STB 及びリモートコントローラー等の付属品と共に B-CAS カード及び C-CAS カードを当社に返却するものとします。

4. 申込者または入居者が故意または過失により B-CAS カード及び C-CAS カードを破損または紛失した場合には、申込者はその損害分を当社に支払うものとします。

(1) B-CAS カード 2,000 円（消費税込）

(2) C-CAS カード 2,500 円（消費税別）

第 21 条（個人情報について）

当社「個人情報保護に関する宣言」に定めるところによります。

ホームページ <http://www.bunbun.co.jp/policy.html>

第 22 条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、申込者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第 23 条（約款の改正）

この約款は総務大臣に届け出た上、改正することがあります。

付則

1. 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。

2. この約款は、平成 20 年 8 月 1 日より施行します。